

福島市渡利地区住民の個別面談会終了のご報告

平成27年6月26日

原発被災者弁護団

当弁護団は、平成26年11月22日から平成27年2月1日まで福島市渡利地区の住民に向けて集団ADR申立の説明会を行い、その後平成27年2月21日から5月23日までの土日を使って、ADR申立てをご希望される住民の方を対象に、各担当弁護士が個別に面談を行い、詳しい事情をお聞きしてきました。

この面談を経て、最終的に当弁護団に依頼をされた世帯は約1150世帯、申立人の総数は約3150名に達します。当弁護団において受任してきた集団申立の中でも、最大規模となっています。原発事故以来、様々な不安、苦痛を受けてきた、渡利地区住民の不満と怒りの表れといえます。

当弁護団においては、現在、各担当弁護士が、面談でお聞きした詳しい事情を取りまとめた報告書を作成するとともに、渡利地区の放射線量、除染状況、地域の特徴、申立人らの受けている損害を内容とする申立書の作成に取り組んでおります。

申立予定日は7月21日（火）です。

請求額はひとりあたり月額20万円（平成23年3月から同年8月まで）、その後月額10万円（平成23年9月から和解成立時まで）です。

詳細は申立日に福島県庁で予定している記者会見でお伝えする予定です。現在、各弁護士が粉骨砕身努力して、準備を進めておりますのでしばらくお待ち頂きたいと願います。

（マスコミ関係者の方へ）現在、弁護団は申立の準備を進めている最中であり、詳細については7月21日に予定している記者会見にて正式なご報告をさせて頂く予定です。それまでは、直接に「めざす会」その他住民への取材は恐れ入りますがご遠慮ください。